白川町教育委員会告示第１９号

白川町公民館管理規則及び白川町西黒川コミュニティセンターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月１３日

白川町教育委員会教育長　　鈴　村　雅　史

白川町教育委員会規則第５号

白川町公民館管理規則及び白川町西黒川コミュニティセンターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

（白川町公民館管理規則の一部改正）

第１条　白川町公民館管理規則（昭和５７年白川町教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（使用申請等の手続）	（使用料の減免　　）
第９条　公民館の使用許可の申請、許可の通知、使用の取消し、使用料の減免の申請及び決定通知、特殊な使用における使用料、使用実績の報告及び納付書等の交付その他の使用に関する手続は、白川町教育委員会が所管する施設の使用手続に関する規則（令和８年白川町教育委員会規則第６号）の定めるところによる　　。	第９条　条例第９条の規定に基づく使用料の減免割合は、次の各号によるものとする　　。 (1)　白川町及び白川町の機関（以下「白川町等」という。）が使用する場合及び、これに類するものとして館長が認めた場合　１００%以内 (2)　白川町が、減免を適当と認めた団体が使用する場合　１００%以内 (3)　白川町等との共催による行事等のため使用する場合　５０%以内 ２　前項第２号に掲げる団体の名称及び減免割合は、教育委員会が別に定める。但し、営利を目的とし、若しくは資金を得る目的をもつて便用する場合は、その理由の如何

改　正　後	改　正　前
	を問わず減免することができない。 ３　第１項各号に規定する場合のほか、特別に減免を受けようとするものは、その理由を明らかにした書面により、減免申請を行わなければならない。 ４　前項の申請がなされた場合、館長は、その内容及び団体並びに申請の理由等を確かめた上、承認の可否を決定し、申請者にその旨を通知しなければならない。 （特殊な使用における使用料） 第９条の２　営利を目的とした使用等、特殊な使用にかかる使用料については、教育委員会が別に定める。
（公民館類似施設の使用等） 第１１条　（略）	（公民館類似施設の使用等） 第１１条　（略） ２　第２条から第５条まで、第６条から第８条まで及び前条の規定は、前項の地区公民館を管理運営する場合において準用する。
（委任） 第１２条　この規則に定めるもののほか、公民館の管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。	（委任） 第１２条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長の承認を受けて館長が定める。

（白川町西黒川コミュニティセンターの管理及び運営に関する規則の一部改正）

第２条　白川町西黒川コミュニティセンターの管理及び運営に関する規則（平成１７年白川町教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第１条　この規則は、白川町西黒川コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成１７年白川町条例第５号）第１１条の規定に基づき、西黒川コミュニティセンター（以下「施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、白川町西黒川コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成１７年白川町条例第５号。以下「条例」という。）第１１条の規定に基づき、西黒川コミュニティセンター（以下「施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（使用申請等の手続） 第３条　施設の使用承認の申請、承認の通知、使用の取消し、使用料の減免の申請及	（使用申込） 第３条　条例第４条の規定により施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）

改　正　後	改　正　前
び決定通知、特殊な使用における使用料、使用実績の報告及び納付書等の交付その他の使用に関する手続は、白川町教育委員会が所管する施設の使用手続に関する規則（令和８年白川町教育委員会規則第６号）の定めるところによる。	は、西黒川コミュニティセンター使用承認申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会か特別の事情があると認めたときは、この限りでない。
	（使用の承認）
第４条　削除	第４条　委員会は、前条による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、使用を承認したときは、西黒川コミュニティセンター使用承認書兼使用料領収書（様式第２号。以下「使用承認書」という。）を、申請者に交付するものとする。
	（使用料の納付）
第６条から第８条まで　削除	第６条　申請者は、第４条の使用承認書の交付を受けたときは、速やかに施設の使用料を納付しなければならない。
	（使用料の減免）
	第７条　条例第７条ただし書の規定による使用料の減免割合は、次に掲げるものとする。
	(1)　白川町及び白川町の機関（以下「白川町等」という。）が使用する場合及び、これに類するものとして委員会が認めた場合　１００％
	(2)　委員会が減免を適当と認める団体が使用する場合　１００％以内
	(3)　白川町等との共催による行事等のため使用する場合　５０％以内
	２　前項第２号に掲げる団体の名称及び減免割合は、委員会が別に定める。ただし、営利を目的とし、又は資金を得る目的をもつて使用する場合は、その理由の如何を問わず減免することができない。
	３　第１項各号に規定する場合のほか、特別に減免を受けようとする者は、その理由を

改　正　後	改　正　前
	明らかにした書面により減免の申請を行わなければならない。 ４　前項の申請がなされた場合、委員会はその内容及び団体並びに申請の理由等を審査した上、承認の可否を決定し申請者にその旨を通知しなければならない。 （特殊な使用における使用料） 第８条　営利を目的とした使用等特殊な使用にかかる使用料については、委員会が別に定める。

様式第１号及び様式第２号を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１１月１日から施行する。

（旧様式の使用）

２　この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の白川町西黒川コミュニティセンターの管理及び運営に関する規則に規定する様式による申請書その他の書類の用紙は、当分の間、所要の調整を加え、白川町教育委員会が所管する施設の使用手続に関する規則（令和８年白川町教育委員会規則第６号）に規定する様式に代えて使用することができる。

３　前項の規定により提出された書類は、白川町教育委員会が所管する施設の使用手続に関する規則に規定する様式により提出されたものとみなす。